

感染対策情報

Vol.1

医療関連感染とは

- 医療機関において患者が原疾患とは別に新たに罹患した感染症
- 医療従事者等が医療機関において感染した感染症

厚生労働省

標準予防策～Standard precautions～

感染性の有無に関わらず、すべての人に分け隔てなく行う予防策

すべての血液、体液、分泌物、汗以外の分泌物、損傷のある皮膚・粘膜は伝染性の感染性病原体を含む可能性があるという原理に基づき行われる

標準予防策の必要性

- *何らかの感染だと検査等で分かっている人
- *検査をしていない人
- *症状がない人
- *ウインドウ期
- *未知の感染症
- *環境の汚染

特別なことではなく、患者と自分を守るために行う基本的な行為

経路別予防策

感染性の強い病原体、疫学的に重要な病原体に感染、または疑いがある患者に対し、それぞれの感染経路を遮断するために行われる予防策

3つの感染経路に分かれる

接触感染

飛沫感染

空気感染

経路	特徴	主な原因微生物
接触感染	体液や創傷等に直接接触したことで伝播する。汚染された環境や物品に触れ、汚染した手指を介し伝播する、最も頻度の高い感染経路。	・ノロウイルス ・腸管出血性大腸菌 ・MRSA (メチシリン耐性黄色ブドウ球菌) ・COVID-19 等
飛沫感染	咳、くしゃみ、会話等で発生する、飛沫粒子(5 μ m以上)により伝播する。1m以内に床に落下し、空中を浮遊し続けることはない。	・COVID-19 ・インフルエンザウイルス ・ムンプスウイルス(流行性耳下腺炎) ・風しんウイルス 等
空気感染	咳、くしゃみ等で発生した飛沫が、飛沫核(5 μ m未満)となり伝播し、空中に浮遊し、空気の流れにより飛散する。	・結核菌 ・麻しんウイルス ・水痘帯状疱疹ウイルス

経路別予防策は標準予防策に加え実施する